

幕末期加賀藩の経済合理主義思想

富岡 勉

目次

- 一、加賀藩統治の基礎思想
- 二、農本主義と改作（仕）法
- 三、藩財政窮乏の経過
- 四、財政立直しと経済合理主義思想
- 五、経済合理主義派と保守派の確執
- 六、維新时期の加賀藩の位置

一、加賀藩統治の基礎思想

加賀藩と一般にいわれているが、実際は越中・能登・加賀三国を併せた前田藩のことである。この三州を統治した前田家自身は、三州土着の家柄でないことは既に明らかである。初代藩主前田利家は、尾張の国の出身であった。十六世紀の戦国時代、群雄割拠の中にあって、前田家は織田信長勢力下の尾張海部郡荒子城の城主であった。信長治下の一砦の大将であつた。この城主前田利春の四男として、^(註一)利家は天文七年（一五三八）に出生したといわれ、^(註二)彼は十四才で信長に仕え、大千代として抬頭している。^(註三)信長に従つて各地で幾多の戦斗に参加したが、彼が加賀との最初の関係を持つたのは、天正三年（一五七五）の八月十五日である。この日彼は、^(註四)信長の越前一揆征伐に参加し、越前を討つて加賀に進んだのである。^(註五)そしてその年

の九月、^(註四)越前府中に封ぜられ、三万三千石を受けている。彼の北陸への進出は、まず福井県から始めたのである。

その後越後上杉家との勢力争いがあり、天正九年（一五八一）三月、上杉との戦いのため越中に進み、八月に至つて能登を与えられ、^(註五)越前府中から七尾城へ移つた。^(註六)この時彼は早々と農民に、成業に従事するよう策を講じている。天正十年に越中富山で神保長住の家臣が乱をおこし、城を奪う事件があつたが、利家はこれを討ち、後に上杉家に従う部将との勢力争いを経て、魚津城を陥し、^(註七)着実に能登・越中へと勢力を拡大したのであるが、この時はまだ加賀金沢には佐久間盛政が控えていた。丁度この日に本能寺の変があり、信長は討たれたのである。利家は直ちに七尾城へ帰り足許を固めにかゝつたが、この虚に乘じ、上杉方は能登を襲う姿勢を示したので、^(註八)佐久間盛政の応援を得て石動山を攻撃し、越後の勢力をしりぞけた。翌年、北陸の総元締役として信長から北の庄に封ぜられていた柴田勝家が、賊ヶ岳に敗れたので、柴田に加担していた利家は、柴田軍の先鋒として近江柳ヶ瀬にあつたが、府中へ退いた。しかし豊臣秀吉は、彼を幼少の頃よりの友人として許し、彼を従えて秀吉は金沢に入つたのである。^(註九)

そして彼は秀吉から加賀石川・河北の二郡を与えられ、息子利長は、松任四万石を与えられている。^(註十)天正十二年（一五八四）八月に

至つて、越中方の佐々成政軍が各所において攻撃を開始したので、九月に彼はこれを撃破し金沢城に入城しているが、いまだ各所で戦斗が続けられ、ようやく秀吉の出陣を得て佐々成政が降伏し、天正十三年九月、利家は秀吉より越中礪波・婦負・射水の三郡を与えられた（註十二）。そして羽柴築前守の称号を受けた。彼は北陸の重鎮として秀吉から信任を受け、秀吉は自分亡き後、利家に息子秀頼の後事を托そうとしたように思われるが、この時はまだ、完全には加越能三州を手中に治めていたわけではなかつた。

前田家が加越能三州を完全に手に入れたのは、利家の子利長以後、徳川幕府の時代になつてからである。前田家が苦心惨憺の末、和戦両様の手段によつて、徳川との関係を安泰に導いたのであるが、これによつて加賀藩は次第に、百万石大名として、その地位を確実なものにしていったのである。

この前田家の、加越能三州における統治の基本思想はどうであつたか、ということであるが、これは徳川幕府の封建維持思想と、殆んど変るところがない、と言えるであろう。すなわち、朱子学を根底とする儒学思想の、林羅山的解釈とその発展というべきであろう。徳川幕府が封建制を維持することの合理性を、朱子学に求めたと言われる解釈には、二つのことが考えられる。その第一は、徳川が明確に根本理念が儒学にあることを知り、この思想を国家的教学として採用し、その推進のため林羅山を登用したとする解釈であり、その二として考えられる解釈は、別に深い意味もなく、羅山の知識と文才を買つたが、それがたまたま朱子学を学ぶ学者で、その研究解釈と展開の中に、封建制維持に都合のよい思想を根拠としていた、という見解である。（註十三）

朱子学は朱熹（一一三〇～一二〇〇）が大成したもので、その基

本は「大學」についての見解にある。特に朱熹は自著「大學章句」に生魂を傾けたといわれ、彼はこの中で、大学の文章の順序を正し、教学の根本を明らかにし、大学の目的は、「明明德」「新民」「止至善」であり、この目的を修める順序として、「格物」「致知」「誠意」「正心」「修身」「齊家」「治国」「平天下」の八条目があると強調した。わが国においては特に後半の、「修身」「齊家」「治国」「平天下」が取立て、言われた。

このような朱子学は、鎌倉時代に留学した僧や、帰化僧によつて、わが国に伝えられた。鎌倉五山や南禅寺五山を経て、足利学校や肥後、薩摩、周防、土佐などと、地方にも浸潤していった。慶長四年（一五九九・一六〇〇）に至つて、禪門から藤原惺窩（一五六一一一六一九）が出て、彼の推挙によつて、弟子の林羅山（一五八三一一一六五七）が徳川に登用されて以来、徳川幕府三百年の教育主流として君臨したのである。

中国においての封建制の君臣関係は、経済的に余裕のある地主階級が、時間の余裕と金の力によつて勉強し、科挙に合格して官僚となり、皇帝と君臣関係を結んだわけである。従つて官僚の地位を去ると君臣関係は解消するけれども、職を失つて生活に困ることはなない。それは地主であることは解消しないからである。しかし、徳川時代の封建制は非常に異つていた。徳川においての君臣関係は、これが解消されることとは、碌をはなれることであり、収入の途を断たれることに通じる。このような封建制のもとでは、大名は藩士の生殺与奪の権を知行によつて握り、幕府は大名の生殺与奪の権を、封領改易によつて握つていいた強力なものであった。

この強力な徳川封建制に対し、羅山は中庸に記されている「致中和、天地位焉、万物育焉」（註十四）から、指導理念を引き出して意味付けを

行つたといわれる。すなわち、天地位焉、上は將軍から下賤民に至るまで、すべて秩序順序があり、これが致中和、つまり順当にあるとき、万物=全宇宙は和合して存在するというのである。將軍から庶民に至るまでの秩序として受容したのである。これはまた、加賀藩内の封建制の秩序でもあつた。

徳川幕府の封建制維持の指導理念の枠を越えて、加賀藩独自の理念を持たなかつたこと、また持ち得なかつたことは、次のことがあつたからであろう。その第一は加賀藩が外様大名であつたことである。機会ある毎に、外様大名は封地替へ、改易等の処置を受ける怖れがあつた。これは先にも記したが、碌を離れ、生活権を直ちに失うことに通じていた。これを避けるためにも、幕府の指導理念に従順であることが、加賀藩と雖も同様無難であつた。第二は、加賀藩が大藩であったことである。織田以来の増加により、寛永十一年（一六三四年）に百十九万二千百六十石、正保三年（一六四六年）に、富山・大聖寺藩を分封して、百十二万三千六百四十四石三斗七升、寛文四年（一六六四年）に、百二万五千二十石二斗八升二合、となつて、いわゆる百万石大名である。この大藩維持のため、徳川幕府の封建制維持の方策を小型にして、藩内でも実施することが効果的であった。従つて、只ひたすら、徳川に対しては隠忍自重、藩の自主自由、自律は捨てても、徳川と同調することであつた。その証しとして、「芳春院」を人質として江戸に住わせ、（註二〇）徳川と姻戚関係を結び、「松平」姓を受けて安泰の途を選んだのである。

加賀藩も、儒学、とりわけ朱子学を大切にしたことは、言うまでもなかろう。五代藩主前田綱紀時代は、その財力にものを言わせ、新井白石をして感嘆せしめる程の蔵書を有し、幕府の儒者林家の蔵書の中にも、前田家蔵書の写本が多いと言われる程である。また加

賀藩は、松永永三、木下順庵、沢田宗堅、五十川剛伯、室鳩巣、木下敬簡、木下新藏、岡島石梁、中泉祐信、児島景范など、数多くの儒学者を招いている。幕府の儒者林家は言つに及ばず、新井白石、朱舜水、具原益軒、山鹿素行等とも交り、とくに室鳩巣は、藩士の教育にもたづさわっていた。加賀藩は幕府と同様、朱子学を統治の指導理念として迎え、仏教やキリスト教を避けた。とりわけ、高山右近以来、多くのキリスト教の影響を受けたにも拘らず、「致中和、天地位焉、万物育焉」の思想と対立し、神の前にすべての人間は平等であるとのキリスト教は、この世の將軍、藩主、武士階級の存在理由の否定に連るので、徳川の排除方針に従い、キリスト教の取締りを強化したのである。

（註一）加賀藩史料「松雲公御考記」「三壺記」天文七年

（註二）同 右「陳善錄」「乙卯集錄」他天文二十年正月

（註三）同 右「加越斗譯記」天正三年八月十五日

（註四）同 右「陳善錄」「任寅妄志」他天正三年九月二十三日

（註五）同 右「信長公記」「村井長時筆記」「北陸七国志」他天正九

八月十七日

（註六）同 右「能登國文書」天正九年九月八日

（註七）同 右「豊鑑」「三壺記」他天正十年六月二日

（註八）同 右「三壺記」他天正十年六月二十六日

（註九）同 右「天正記」天正十一年四月二十五日

（註十）同 右「任寅妄志」他天正十一年四月二十六日

（註十一）同 右「末瀬記」「村井長時筆記」「袂草」他天正十三年九月十一日

（註十二）北陸学院短期大学紀要第四号拙稿「ひだるき騒擾時の加賀藩の社会状況」五、六頁

（註十三）「伝統と現代」第二二号三宅正彦「朱子学・近世思想の基底」

(註十四)「大學」第一段第一節「大學章句」

(註十五)「大學」第一段第二節「大學章句」

(註十六)「中庸」朱子章句第一章第二節

「大學」章句

(註十七)加賀藩史料「旧藩遺文」「天寛日記」寛永十一年八月四日

(註十八)同 右「金沢古文書」正保三年四月

(註十九)同 右「前田家雑録」寛文四年四月五日

(註二十)同 右「可觀小説」慶長四年九月

(註二十一)同 右「國初遺文」慶長五年十一月五日「徳川実紀」寛永

(註二十二)同 右「武家補任」「天寛日記」慶長十年四月八日

九年十二月十三日

右「武家補任」「天寛日記」慶長十年四月八日

(註二十三)同 右「武家補任」「天寛日記」慶長十年四月八日

九年十二月十三日

二、農本主義と改作（仕）法

儒学は農本主義を基調としている。封建制の成立する経済的基礎は、元来農業だったからである。中国が、封建制下の科挙の根底をなす思想が儒学であることは、儒学が農本主義を基調としたことと一致する。幕府においても、その封建制が農本主義であつたことは例外ではない。加賀藩においても同様であつた。土地からの収穫を掌中に收めることによつて、封建制の財政は賄われる。商業による収益は市民の自覚を促し、自律精神を高揚するから、封建制崩壊への思想の途をたどるのが普通である。当時の職人による生産高は、農産物による生産高には、比すべきものでなかつた。当然、支配者にとって、農業生産者を掌握することは、封建制の財産基盤を確実にすることにつながつていた。従つて、農業生産に従事し、藩収入をもたらす者を、表面だけでも、大切にしなければならなかつた。

当時の支配階級である武士が、士農工商と、自分達の次に、農民を位置づけたのも当然と言えるであろう。商人は生産をせず、単に商品を移動融通するだけで、手数料を稼いで儲ける者であるとして、

最下位に位置づけたわけである。

先に、「表面だけでも」と記したが、これは農民を武士階級の次に位置づけたのであるが、勧農をこれによつて推進したわけであつて、一方農民に贅沢を許すと働くなくなる、として、死なさず生かさずという生活を、させるよう仕向けたことを指すのである。加賀藩においてもこれは同様である、というより、これがより徹底して行われたと言えよう。

加賀藩においては、農業からの収穫は、当初は、知行としてその地を与えられた給人に、直接納めることになつていた。そのため、農民の貢納する額は、給人によってマチマチであった。これは不公平で、農民に不平の感情を持たせる原因となるので、次第に改められ、統一した貢納法へと移されていった。しかも、加賀藩では、奉行、郡代、十村をして農民を治めさせ、貢献は藩が直接収納し、給人はサラリーとして碌高に相当する知行、すなはち俸碌を支給されるようになつた。これを加賀は独特の制度を案出して実施したのである。これが改作（仕）法である。徳川家光が死に、由井正雪が陰謀を企てた慶安四年（一六五一）に、この法が出来たのである。^(註二)改作法は、実施当初は前述の如く、農民を大切にする一方、農民を贅沢にさせない、という精神であつたが、幕末期に至ると、これを改正して、大分その性格を変え、單に農民から収奪せんための法律、と化した。正に封建制の末期的崩壊状況としての悪搖き、と言えるかもしれない。

改作（仕）法に至るまでに、加賀藩においては、その二十年前の寛永八年（一六三一）三月十三日に、「農政に関する法規五十八条」を定め、農民が農耕に定着するよう仕向けていた、と共に、給人と農民との間にかもし出される物議を、收めようとしたのである。こ

の物議は、給人が直接年貢を取り立てるることは、給人の生活が苦しむればなるほど、厳しくなると共に、取立高も増加し、農民の勤労意欲を減退させ、収穫も減少の結果を生じ、農民は出来る限り年貢を少くすることを望み、給人は出来るだけ多く取立てよつとするため生じ、封建制下財源収入に芳しからぬ結果を招くようになつた。これは直接給人が、年貢を取り立てるために生じた禍根である、とみられ、給人の知行地直接支配を禁じ、農作物の豊凶にか、わらず、一定の年貢を納める定免法にしたのが改作（仕）法である。すなわち、前述の如く、

「慶安四年の頃御家中侍中何茂不勝手成、御領国百姓も困窮して、貢米も相滯り、未進並借銀質物も多く、田畠にも精を不入、年々おとろへ、其頃は初秋より、御家中侍中よりも知行所村々へ、催促とて人を遣はし置き、せたげ取りし也。其内は催促人を百姓方より賄申、夫にても遅滞せし者は呼せて拷問或は水ぜめ杯にし、しめく、り責め取りし也。強き百姓はこたへしかども、弱くかはりもなき者は高を売り、家財農具を代にかへ年貢し、其にも不足せし時は、未進米とて貸米に成りし也。右之趣を常々利常公聞召し、不便成事に被思召、兼而之御工夫に付、百姓手前一々吟味有て、押領の者は夫々咎に被仰付、無拋不勝手の者は、年々の御貸附物未進米捨に被成、其上作食米御貸し、米出来の時奉行奉行を附置かれ、村々の善惡御吟味、御取上一村一村の出来米御聞届、永代給人を百姓与取合なく、未進米も出来不致様に被遊度被思召……」^(註四)

という為政者の意志から作られたものである。そして

一、承応元年十月より明暦二年十月迄
一、慶安四年より明暦元年迄

能美郡
石川郡

一、同 断	加賀郡
一、慶安四年二月より明暦元年迄	礪波郡
一、慶安四年正月より明暦三年	射水郡
一、万治三年九月より改作に被仰付	新川郡
一、同郡之内六ヶ村、淡路守様	先御領知
一、承応二年二月より明暦元年迄	羽咋郡
一、同 断	能美郡
一、寛文十一年より改作に被仰付	珠洲郡
同郡之内五十九ヶ村	
長故九郎左衛門先知	
一、同 断	鳳至郡
一、承応元年十月より同二年迄	
（註五）	
というようになつて、慶安四年から明暦二年（一六五六）に至る六年間に順次施行されたのである。改作（仕）法を要約すると、	
一、給人の知行地の直接支配禁止。	
二、定免法（平均免法）の適用。	
三、作食米の採用、すなわち、困窮農民に春米を貸し、秋の収穫で返済させる。	
四、真面目な農民への賞揚。	
五、怠惰な農民の处罚と指導。	
六、改作法推進のための改作奉行設置。	
になるかと思われる。農民に生活安定を与え、農民を喜ばすような法律であるが、一方、改作奉行を設置することによって、農民の管	

理強化を行い、貢納を徹底的に実施するようにしたわけである。つまり、農民生活を安定させることによつて、藩の収入財源安定と、収入増徴を目指したものであつた。

- (註一) 加賀藩史料「司農典」寛政三年正月
- (註二) 同 右「改作法勤仕帳」慶安四年
- (註三) 同 右「慶長以来定書」寛永八年三月十三日
- (註四) 同 右「理塵集」慶安四年
- (註五) 同 右「改作法勤仕帳」慶安四年
- (註六) 同 右「高沢草稿集」慶安四年

三、藩財政窮乏の経過

加賀藩は、当初、相当貯蓄があつたと言われている。しかし、

（筆者註前田家を指す）ハ名高キ程ニ有り金アリテ、天下ニテモ、
九億八千貫目トヤラ申伝フル也。有金ト云物ハ、貸付テフヤセバ
ヘラヌモノナレドモ、大名ノ有金ハ、蔵ヘ積テ置キ、土用干ヲシ
テハ又積テ置、一向ニフヘルコト無キ物也。フエズニ年々ヘル故、
イツカ一度ハ皆尽ル理ナリ。

と海保青陵が述べている如く、当時は投資による財力増強は、農本主義に基いてゐる為政者には、考えも及ばなかつたことであらうから、筆司預金同様であつた。加賀藩では、石川郡倉が嶽に金が出て、^(註二)
慶長梅鉢大判金が铸造され、^(註三)その他、羽咋郡宝達山の金、^(註四)越中新川
郡龜谷の銀^(註五)が採堀され、また、同郡吉野鉱山^(註六)等の記録も見られ、
今日でも藩内の各所に、採金をしたといわれる跡を見受けることか
らしても、豊かな財政力を有つていたと思われる。
しかし、五代藩主綱紀は、先に述べたように、多くの文化人と接

触し、文化的業績を残したけれども、またそれだけ、出費も多く、この貯蓄に手をつけた。しかし彼は、一時流用という形で手をつけたので、後にこれを返済しているけれども、六代藩主吉徳以後は、手をつけたが返済をしなかつたから、貯蓄は減少するのは当然である。この支出増大は、

- 一、収入に不均衡な文化事業
- 一、参勤交替時の巨額な費用
- 一、百万石大名の面子を保持するための巨大な交際費
- 一、大大名故の寄附献金の強引な要請による支出の増加
- 一、江戸詰藩士の生活の奢侈化

一方及び江戸からの流行の生活への影響による生活費膨張などが考えられ、支出増加に収入の増加は追随出来なかつたのである。

藩財政は、天保六年（一八三五）には、	支 出 高
収 納 高	二三三、八一九石
そ の 他	三〇、五八六石
合 計	三六四、四〇五石

支 出 高	一九四、九六二石
差 引	六九、四四三石
運賃差引現金換算額	
現金収入合計	二、五五〇貫八〇〇目
その他現金収入	六、五七四貫四〇〇目

現金支出合計 一〇、八二二貫五〇〇目

(註一) 岩波書店日本思想大系四四巻海保青陵「経済話」

(註二) 加賀藩史料「高畠氏蔵文書」慶長三年十月十五日

差引不足 一、六九七貫三〇〇目

(註三) 同 右「大日本貨幣史附録」

緊急用予備費 江戸 六〇〇貫

(註五) 同 右「旧藩遺文」元和四年三月十九日、九月二十九日

同 右 金沢 三〇〇貫

(註六) 同 右「国初遺文」元和五年四月朔日

合計 九〇〇貫

(註七) 北陸学院短期大学紀要第四号拙稿「ひだるき騒擾時の加賀藩の社会状況」加賀藩史料「横山氏蔵文書」天保六年正月

差引不足合計 二、五九七貫三〇〇目

(註八) 紀要第四号拙稿、史料「官私隨筆」天保十一年十一月八日

他に現金収入 六二五貫六〇〇目

総計実不足額 一、九七一貫七〇〇目^(註七)

このような財政難を切抜ける方法は、まず財政收支のバランスを保つことである。そのため、支出を圧えるか、収入を延ばすか何かである。支出を圧えるため、第一に考えられたことは僕約である。

嘉永元年（一八四八）十月僕約令
同年十一月 江戸詰諸士に僕約令

嘉永六年八月 節約令

同年十月 衣服制度制定

安政元年（一八五四）七月 家老にも衣服制度適用

安政三年二月 費用緊縮令

であつて、貨幣収支は、

米 収穫高 三一二、二一五石

米 払高 三四八、一六六石

差引不足 二六、九五一石

収入高 一一、三八五貫目
支出高 一三、二四五貫目
差引不足 一、八六〇貫目
これを米高換算すると
三七、二〇〇石^(註八)

総不足額 六四、一五一石^(註八)
となり、財政難が甚しかったことが判る。

四、財政立直しと経済合理主義思想

これは五年後の天保十一年（一八四〇）になつても同様であつた。すなわち、

米 収穫高 三一二、二一五石

米 払高 三四八、一六六石

差引不足 二六、九五一石

であつて、貨幣収支は、

米 収穫高 三一二、二一五石

米 払高 三四八、一六六石

差引不足 二六、九五一石

これを米高換算すると
三七、二〇〇石^(註八)

収入増大の途に消極的方法と積極的方法と考えられる。前者であるが、借金とその返済の繰延、寄附献金の受領等がある。当時の借

勉

富

金の方法として、

幕府から借りること

藩士から借りること

が、大体の途であつた。第一の幕府から借金することは、嘉永元年十月二十六日に、不作を理由に一万両を借りてゐる。この方法は、一時苦境を逃れる程度であつて、根本的解決法でもなく、また幕府自体も、財政難であることから、これに多くの期待は寄せられなかつた。第二の藩士から借りることは、いわゆる借知である。加賀藩においては宝暦六年（一七五六）から始められ^{〔註二〕}、知行を碌高に応じて、藩が借上げるわけであつて、この返済は完全になされなかつたようである。そして、一時的のものでなくなり、半永久的制度のように、毎年の恒例となつてゐる。いわば態のよい減俸である。天保元年（一八三〇）に、碌高に応じて段階を設けて借知することにし^{〔註三〕}、これが五ヶ年間継続され^{〔註四〕}、五年目に更に当分継続されている。大体、十一月から十二月にかけて、毎年借知がなされ、時には半減されたりしている。藩士自身も生活が苦しく、その上強制的に借上げられるのであるから、彼等の窮乏も甚しいものであつた。第三の富豪商人からの借金は、市民階級としての商人の抬頭を許すことになり、封建制崩壊の一要因ともなるのであるが、一方商人をして、本来の商人の立場から離脱させ、藩政への圧力的存在ともなり得たのである。加賀藩においても他藩と同様、徳政による個人の借金の解消や、藩札発行、藩札改正、藩政大改革によつて、借金返済の負担軽減を計つたり、欠所を行い、商人の取潰しを行うことによつて、富豪商人からの圧力を、藩自体も逃れようとした。欠所の理由は、時の為政者によつて都合よくつけられました。錢屋五兵衛もその一人であ

24

このような手段を尽してもなお、藩財政は主なき車が下り坂を走する如く、止めども悪化するので、さらに考えられたのが、借金返済の繰延や寄附献金の強用である。幕末期の加賀藩においては、度重なる御用銀を賦課したり、強制的に寄附献金を受け、財政窮乏化を防ごうとしたが、これらの方針によって財政は救われず、用銀の返済も滞り勝ちとなり、加賀藩に対する信用も薄れる一方であつた。^(註五)そのため文政元年（一八一八）十月には、仕法調達銀制度を開始し、^(註六)その返済を頼母子に似た方法^(註七)でするようとした。しかしながら、用銀に対する返済が、約束通り行われないことが多かつたので、この方法も余り信用されなかつた。藩主はこの制度の実績が不^(註八)成績のため、役人達を責める^(註九)ということもあつたようであるが、財政難緩和の一時的効果はあつたとしても、藩民の不安を裏付けるかのように、文政三年には、仕法調達銀償還期限が五ヶ年延長されて^(註十)いる。さらに、これに追討ちをかけるように、文政九年（一八二六）には掛金償還不履行が決定され^(註十一)弘化二年（一八四五）十二月には^(註十二)銀仲預手形引替の延期^(註十三)、安政五年（一八五八）六月に銀預手形百目札を来々年までに新札と交換させるようにして^(註十四)、万延元年（一八六〇）銀預手形引換を翌年まで延期^(註十五)、さらに、文久元年（一八六一）十二月に銀預金手形新札と引換期限の延期をして^(註十六)いるが、これは藩財政難の弥縫策として、融通手形を発行したようなものであり、この償還も藩の御用銀で行えなくなると、商人からの借銀によって行うと^(註十七)いうことをしている。藩財政の自転車操業である。

いうことをしている。藩財政の自転車操業である。

一方藩収入増大の積極的方法は、農本主義に基く限り、米穀の生産増大を計るよりない。そのため、農耕奨励、新田開発、また、改作（仕）法の復活である。十二代藩主斉広の文化八年（一八一二）

に改作法を復活していが、これは先に述べた如く、慶安四年に制定せられた当時の精神から外れ、農民を大切にするが贅沢をさせないということよりも、藩財政を潤すために、いかに農民から多く収奪するか、ということが主目的となってしまい、農民のモラール低下を来すこととなる。(註十四)嘉永元年（一八四八）七月に新田開発候補地

を搜索し、(註十五)九月には新田開発届出命令を出してい。しかし財政悪化の速度と、新田開発の速度とはアンバランスで、後者の遅いことは言つまでもないであろう。

かくて考え及びつくところは、米穀収入以外の生産物による収入がないか、ということである。これが、経済合理主義思想として現われ、加賀藩においては、本多利明と海保青陵、及び彼等の弟子としての信奉者が中心となつたのである。すなはち、経験合理思想が儒学によつて、徳川幕府の指導の中心として取扱われて來たのであるが、これが、商品経済の發展、商品流通経済機構の發達によつて、ようやく根底をゆさぶられ始め、その諸矛盾が表面化して來たので、この解決には、從来の指導理念を脱却して、商業資本を肯定することに途はないとするのが、経済合理思想であつた。これを基本的立場としたのが海保青陵であり、さらにこれを、海外との連りにおいて説いたのが本多利明である。

海保青陵は、宮津藩家老の子として、宝暦五年（一七五五）江戸に生れ、尾張藩には二度仕えたが、その他は大体江戸に住み、五十才を越えてから江戸をはなれ、新潟を経て、金沢に一年余りを送り、約十年間京都に住んで、文化十四年（一八一七）京都で没している。金沢での一年余りの間に、加賀藩を研究し、藩財政難打開策を唱え、多くの弟子がその実践に移つてゐる。彼は荻生徂徠派として儒学を父角田市左衛門より学び、蘭学者桂川甫周との交友によつて、洋学

知識の目を開かれた。

先にも述べたが、当時は収入に併せて支出を考慮し、加賀藩も同

様であつたが、江戸や京都の風俗文化の流入によつて、支出の増大は免れず、從来の農本中心の政策墨守が如何に時代に合わないかを、

昔は其国人其法ヲ守リテオリタルコト見ヘタリ。ユヘニ九億八千貫目無恙アリシコトナルベシ。世ノ中移リ替ルニ従イ、國中ノ風俗モ変ジテ、今ハ衣類・扇マデモ京ヨリ入ルモノ也。家一軒ニテモ自國ノ物ハ少シ。人暮シカタモ自國ノ物ヲ用ユル処ハ、唯

一色カ二色ノコトニテ、昔シノ自國ノ物計リニテ暮ストイフ風ハ、ドコヘカ抜ケテシマイタリ。ユヘニ日夜朝暮、國ノ金他国へ出ル也。然ルニ国産ヲ他国へ出サズ、唯一箇条バカリ国初メノ通リニ立チオル故ニ、他国ヨリ入ル金入ヌ也。他国へ出ルコトハ出シテ、入コトヲ入ヌユヘニ、ズカズカト御勝手向アシフナリタリ。……世ノ移ルニ従ヒテ、法ハ修覆ヲ加ヘネバ世ト合ヌ法ハ皆勝手ノアシフナルコト也。其上ニ加州ハ大国ユヘニ……(註十七)

というように青陵は説き、加賀藩の財政難を救うには、藩自身が興利を行うことであるとする。興利は彼に言わしむれば金儲けのことである。(註十八)武士は食わねど高楊子の面子を捨てることを、彼は推めているのである。朱子学を中心の忠義を基礎とする幕藩体制下にあつて彼は、

一体、天地ハ理ヅメ也。ウリカイ利息ハ理ヅメ也。國ヲ富サントナラバ、理ニカヘルベキコト也。理ニカヘリテ見レバ、周礼ハ甚ヨキ手ガカリ也。天子ハ天下ト云シロモノヲモチタル豪家也。諸侯ハ国ト云シロモノヲモチタル豪家也。コノシロモノヲ民ヘカシツケテ、其利息ヲ喰フテヲル人也。郷大夫士ハ己レガ智力ヲ君ヘウリテ、其日雇賃錢ニテ喰フテオル人也。(註九)

と、主従関係をはつきりと雇用関係に割切つてゐる。當時としては反体制的考へであつた。そして彼は、商人のみならず、武士と雖も売買によつて、興利を計り、國を富ますこととなる、と説く。

武士ノ取モノハ米也。……此米ヲ賣テソレカラ物ヲカワネバ買ヌ理也。……武士ハ米ヲ賣フユヘニ米ヲウル也。大名ハ浜ヲ賣、田畠ヲウリ、米ヲウリ、國產ヲウル也。何モ物ヲ売ルコトガ恥辱ナルコトモナキコト也。武士ハ物ヲ賣ヌ物トスルユヘニ、國中シロモノフエヌ也。入金多フナラヌ也。大キナル了簡違イ也。

物ヲウルハ恥辱ナル事ハナキ也。金ヲ町家ヨリ借テ、返サヌガ大恥辱也。サレドモ是ヲバ又恥辱トハセヌ也。……金ヲ返サヌハ、人ノ物ヲ唯取りテ返サヌ也。人ノ物ヲタダトリテ返サヌ人ノ名ハ、何ト云コト也ヤ。コレハ恥辱ト思ハズシテ、シロモノヲウリテ金ヲトルコトヲ恥ルハ、ヲカシキコト也。其上ニ年々ニウリテヲキテ、ウラヌト云コト、何ノコトナリヤ。……

と仲々手きびしい。このことから青陵は、稽古談のみならず、新墾談や海保儀平書並或問国事経緯弁略、別名經濟話の中で、加賀藩は、藩内の産物を他国に輸出し、収益をあげるべきことを提唱している。上等の加州米を大阪で売り、安い越後米を輸入してその差益を收めることが、塩を輸出したり、油氣の多い鰯を、藩内で安く無理して売るよりも、干鰯として他国に売る利益^(註二二)や、材木を売つたり、白山で産する薬草の、加賀黄蓮の独占が敗れて値下りを来たしてゐる理由を説いてゐる。^(註二三)さらに、海産物や加賀藩の特産物の輸出を提唱している。そして輸出のための港湾の開発を唱え、また藩札と等しい働きをする米切手の使用^(註二四)や、新田開発に関する指米のことも論じてゐる。彼の提唱は、從來の政策に固執する家老達にとつては、余りにも急進的であつて、受入れ難いものであつたろう。青陵と交渉

があり、新政策を実践しつゝあつた寺島藏人は、遂に退けられて、能登配流の身となつて死んでゐる。そして加賀藩は明治維新のイニシヤテイブはそれなかつたのである。

青陵は文化二・三年（一八〇五・六）頃に金沢に滯在したが、本多利明は、これより遅れること數年、文化六年（一八〇九）三月、江戸で二十人扶持で加賀藩に抱えられ、七月に召されて金沢に着いている。利明は加賀藩の人本多伊兵衛の子として、寛保三年（一七四三）出生したと言われ、江戸において閑孝和流の数学を今井兼廷から学び、天文曆学を医者の千葉藏胤に学んでゐる。従つて数学・天文学・曆学から蘭学へと進んだ人である。天文学を修めたので航海学も学ぶこととなり、彼の経世論は当然海外にも眼を向けることとなる。青陵よりも、よりスケールの大きい経済合理思想、貿易論となるのである。

本多利明は「経世秘策」の初めに

難有も當時の如く天下静謐なるは、日本開闢以来始てなれば、萬民其所を得て其樂を樂むなり。鼓腹と云も此時を云はん。因て万民追日追月、増殖の勢ひを為すは、至極其筈のこと也。

と記し、万民増殖が國の繁栄の基礎と考え、この万民を養うためには、農民人口の安定が必要であるとする。ところが、死なざす生かさずの農本主義は、

万民は農民より養育して、士農工商・遊民と次第階級立て釣合程よく、世の中静謐にありしを、國本たる農民餓死多き故に、不釣合と成て種々様々の災害涌出、……

と矛盾を來し、万民増殖の勢いを折かぬよう新田開発のため、硝即ち火薬の平和的利用と、金・銀・銅・鉄・鉛の開鉱と、船舶利用による交易と、属島開始の四つ^(註二九)を提唱してゐる。即ち、新田開発、

土地開発のため、火薬利用の土木工事を行い、運河開拓と治水を唱えるのである。天正、慶長以来貯えられた日本の金銀は、無智と海外知識の不足から、多く外国に持ち去られ、損害を受けているが、これは金銀の相場を知らないから、外国に少し高値であれば売渡し、藩内では互に秘密に売渡したり、藩外への持出禁止、金山銀山開発の隠蔽をして安値となつてゐるからで、これを国家統制して、海外流出を防ぐと共に、管理制度によつて金銀の市場への需給調節を行つて、相場を安定させるべきことを説いてゐる。第三の船舶利用は、外国に流出した金銀を、国内に取返すために、交易によつて輸出代金の流入を計るべきことを主張するのである。船舶も鉄鋼船を作り、海難にも損害を少くすべきで、貿易も商人にまかすことは、奸計貪欲によつて商人が儲けるばかりであるから、国家管理の貿易を提唱している。貿易によつて諸物価は相場が平均安定するから、国民の生活も安定して來ると言ふのである。第四の属島の開発は、イギリスその他諸外国の例をあげ、本国は小さくとも、植民地を海外に多く所有し、大国となつてゐることを説き、北海道や樺太等の北方領土の属島化を唱えている。属島開発、土木事業、海外貿易のためにには当然人手が必要である。こゝに万民増殖の人口論が出て來るのである。彼が「西域物語」を書いたのは、寛政十年（一七九八）七月で、マルサスが「人口論」を著したのは一七九九年である。いかに利明が秀れた洞察力を持つてゐるかが判るであろう。彼は、夫十五才、妻十三才で第一子を産むことから計算を始め、父が四十八才、母が四十六才になる三十三年間に十七人の子を産み、しかしその間に、長男長女以下がやはり十五才、十三才になつて第一子を産むとすれば、最初の三十三年間に子孫合計七十九人となり、増殖率は十九・七五倍である、と説く。十九・七五倍の増殖率を支えるた

めには、開発・交易等、あらゆる手段をもつて国民を養う必要がある、と提唱するのである。この人口増殖に、キリスト教の一夫一婦を称賛し、当時の家族制度、氏族制度中心のための氏族維持上、妾を蓄うことの倫にもとることを、

人涯皆拾九人七分五厘、増殖すべき定則を具足せし者成故、西城の制度は王侯といへ共、本妻ありて妾を使ふを恥辱の第一とせし教（筆者註 キリスト教）を建立せり。
〔註三〇〕

と記している。また、交易、開発によつて増殖した人口を養うことが出来るようになれば、間引子をする必要もないと云う。さらに彼は、防火上、耐火建築として石造りの住宅を推め、文字も字数の少い二十五字を礼賛、日本も仮名を用うべきであると主張している。

彼は経済合理思想家である故、あくまで平和論者である。平和的取引によつて富国殖産を計ることを唱える。即ち、

此書は、交易を用て、他国の金銀銅を絞取、我が國へ取込んで國力を厚くし、國家を永久に末広く、富と貴とを並び遂せん仕方の筋道を、明白に説述たる書なり。其交易の至り極る所は、海洋涉渡を自在にするにあり。此故に海洋涉渡は、則戦場に臨と等し。大利を得るは則合戦に討勝て郡国を得ると等し。

.....

戦争を曆るといふとも、國の益を謀るは、君道の深秘なり。國家守護の本業なり。此道理爰にある故に、外国交易を以、國家守護の本業とすれば、交易の道は則合戦の道に協、外国を攻取て、所領とするに當るなり。是れ歐羅巴諸國の取用る所なり。吁亦窮理学に縁て立たる國風より得る所なり。
〔註三一〕

と、「交易論」に記してゐる。

(註二) 加賀藩史料「泰雲公御年譜」宝暦六年六月二十六日	(註三) 同	右「官私隨筆」「坂井氏留書」天保元年三月十一日
(註四) 同	右	右「毎日帳書抜」「御郡典」天保五年十二月十九日
(註五) 同	右	右「坂井留記」「旧記抜書」文政元年十月二十九日
(調六) 同	右	右「坂井留記」文政元年十月二十九日
(註七) 同	右	右「御親翰帳之内書抜」文政二年閏四月六日
(註八) 同	右	右「留帳抜書」文政三年十月二十八日
(註九) 同	右	右「御郡典」文政九年五月二十八日
(註十) 同	右	右「雜事日記」弘化二年十二月
(註十一) 同	右	右「触留」安政五年六月十五日
(註十二) 同	右	右「触留」万延元年十二月九日
(註十三) 同	右	右「触留」文久元年十二月晦日
(註十四) 同	右	右「郡方御触」文化八年三月
(註十五) 同	右	右「新開御触留」嘉永元年七月
(註十六) 同	右	右「新開御触留」嘉永元年九月
(註十七) 岩波書店	日本思想大系四四卷海保青陵「稽古談卷之二」	
(註十八) 同	右	
(註十九) 岩波書店	日本思想大系四四卷海保青陵「稽古談卷之一」	
(註二十) 同	右	
(註二十一) 同	右	
(註二十二) 同	右	
(註二十三) 同	右	
(註二十四) 同	右	
(註二十五) 同	右	
(註二十六) 加賀藩史料「政隣記」「金竜公記史料」文化六年三月二十六日	右「稽古談卷之二」	
(註二十七) 岩波書店	日本思想大系四四卷本多利明「経世秘策卷上」	
(註二十八) 同	右	
(註二十九) 同	右	
(註三十) 同	右	
(註三一) 同	右	
(註三二) 同	右	
(註三三) 同	右	
(註三四) 同	右	
(註五六) 同	右	
(註六) 加賀藩史料「政隣記」「金竜公記史料」文化六年三月二十六日	右「新墾談」	
(註七) 岩波書店	日本思想大系四四卷本多利明「経世秘策卷上」	
(註八) 同	右	
(註九) 同	右	
(註三〇) 同	右	
(註三一) 同	右	
(註三二) 同	右	
(註三三) 同	右	
(註三四) 同	右	
(註五六) 同	右	
(註六) 加賀藩史料「政隣記」「金竜公記史料」文化六年三月二十六日		
(註七) 岩波書店		
(註八) 同		
(註九) 同		
(註三〇) 同		
(註三一) 同		
(註三二) 同		
(註三三) 同		
(註三四) 同		
(註五六) 同		

(註二) 加賀藩史料「泰雲公御年譜」宝暦六年六月二十六日

(註三) 同

六文字中「i」と「j」を同じと見たらしい。

(註三二) 同

右「交易論」

五、経済合理主義派と保守派の確執

明治維新を遡ること六十年に、加賀藩に新風が吹込まれ、この新思想を持込んで実践に移そうとする藩士達が現われ、従来の農本主義を固執する藩士との間に、確執が生じて来たのである。前述の如く、新思想を加賀藩に与えたのは、海保青陵と本多利明であつた。

何時の時代でもそうであるが、新思想を受け入れて、実踐行動に移ろうとする者には、上層部の長老格には少いものである。加賀藩においても、当時の藩重役中の最年長の、奥村栄実は保守派であり、若手重役や、藩士の中堅層には少いものである。加賀藩に政立直しに、経済合理政策を取り入れようとする藩士が現われたのであるが、実績を揚げたが余りにも党派的で、実行に余裕なく酷しがたために、後に排除されるということが生じた。

海保青陵の経済合理思想を受入れた藩士達には、家老の山崎庄兵衛・成瀬掃部がおり、産物方主附の村井長世（又兵衛）、馬廻組頭出銀奉行富田景周、高岡奉行寺島藏人がいた。特に寺島は奥村栄実に恐れられ、能登配流の内に死んでいる。一方、本多利明派としては、前田家に仕官はしていなかつたが、町の儒家として、多くの藩士の信奉者となつた上田作之丞をはじめ、「政隣記」を残した津田政隣、年寄衆の長連弘、勝手方近藤信行、割場奉行関沢房清、算用場奉行水原保廷、などがおり、上田作之丞は奥村栄実から寺島と並んで恐れられた人物である。その他、高山喜一郎、千羽甫左衛門、帰山五左衛門、玉川二源太、小塙与平、人見昌之進、山岸三十郎、久徳加兵衛というような人物がいた。

加賀藩においては、十二代藩主斉広が、藩財政立直しのため、農本主義に基礎をおいた改作（仕）法の復活を計った。しかしこの復活は、創設当初の精神から外れ、農民保護ということよりも、財政立直しのために農民から収奪することが第一目的であつたから、藩主斉広の期待通りには効果があがらなかつた。そこで斉広は二年後の文代十年（一八一三）に、產物方役所を開設し、経済合理主義^(註一)を取込まうとして、重臣村井又兵衛長世を責任者に任じたのである。^(註二)またこの年に、金沢において株仲間^(註三)が結成され、これを藩が掌握管理することによって、課税による収入を計つた。株立とされた業種には、味噌・醤油・酢造商売、金物商売、組糸商売、干菓子商売などがあつた。藩内商品生産を輸出することによって、財政困窮打開を計つたのであって、農本主義から重商主義へと、藩体制は傾きかけたのであるが、藩内商品生産と輸出のバランス^(註四)が理窟通り運ばず、村井長世は翌年六月十六日に、その職を免ぜられた。^(註五)しかし、改作法のみで財政立直しは計れない。再び文政元年（一八一八）八月に、村井又兵衛を產物方御用に命じている。この間の事情として、単に藩内商品生産と輸出とのアンバランスとか、改作法のみではどうしても財政立直し不可能のため、再び村井を再任したという、表面文の理由でなく、さらに深い政治的事情が考えられそうである。

それは、從来、藩政の中心的役割は、家老達の年寄であつた。それが斉広によつて、組頭等中堅層から選んで教諭局を組織し、年寄達と並んで政務に意見を伸べさせたのであるから、年寄衆は面白くないわけである。村井の第一回の產物方御用の解任も、年寄衆の動きと関連させて考えられないでもなかろう。その一端として、文政元年八月に、斉広は家老等に任務を諭すと共に、近く自分は隠退す

る意志があると告げ^(註五)、その翌日に村井を再任し、さらにその翌日は、家老達が斉広に、諭告に対する請書を呈上^(註六)している。それから数日後に、家老達は政務に関して年寄の決定以前に意見を求めてほしいと要求を出していることは、家老達の中にも意見が分れ、年寄として、中堅層と政務を担当している者に、不満を感じている者が居たらしいことが察せられる。また斉広が隠退をほのめかしたことは、藩士からの直接の風当たりを避け、院政的立場に立つて、実力を振る方が得策と見たからでなかつたらうか。重臣の若手や、中堅層重視は、保守的な意見を持つ家老には、不満であつたことと思われる。斉広は院政的実力を發揮するまでに歿してしまい、十三代藩主斉泰になると、保守派が勢力を盛返し、先に斉広に重用された寺島藏人と、保守派の年寄奥村栄実との軋れきが目立つて来るのである。藩主斉泰の信任を得た奥村は、施政方針一本化のためには、従来斉広によつて信任され、経済合理思想を実践しようとした者達を排除せねばならなかつた。そこで天保七年（一八三六）に至ると、まず寺島と関係のあつた家老成瀬掃部の職を免^(註八)じ^(註九)いて寺島を能登島に流刑として、奥村派の足下を固めた^(註九)そして翌天保八年に「天保改革」を行つた。この改革にもかかわらず、物価の騰貴は続いた。町壳の米価は天保初期に比し一・七倍、味噌一・二倍、酒二倍、小豆一・九倍、というようである。奥村政権はこの物価騰貴の原因を、商人の株立による独占の結果と判断した。藩財政の不良による要因を考えなかつたのである。株立による特権商人の独占による価格釣上げの結果とみて、仕法調達銀償還延期や償還不履行、借知の増加、貨幣信用の下落、等による要因を等閑にしたのである。奥村政権はこのことから、天保八年十一月に產物方役所を廃止して、重商主義を棄て、物価対策のため物価方役所を設置した。^(註十)しかし物価騰貴は

一向に納まらず、非人小屋に収容せられる窮民は増え、また非人小屋で死亡する者も多かつた。^(註十二)そこで奥村政権は、経済合理主義者を更に追放し、株立に参加していた商人をも追放する手を打つた。天保八年十二月に上田作之丞の門下の素行調査を始め、翌年二月に升屋次右衛門・酒屋宗左衛門を理由を作り上げて遠所居住の处罚を行つてゐる。^(註十三)一方諸事節約の令を度々発しているが、財政難打開には役立つこともなかつた。このように奥村政権は、すでに時代が封建制より次第に、商業資本の時代へ移行しつつある歴史の流れに逆行し、農本主義による従来の封建制維持に努力したのである。そのたため奥村栄実は保守派の権化の如く見られるわけである。しかし彼に重要視され、海外との貿易に大活躍をした錢屋五兵衛が居ることは、奇しき連りである。五兵衛が、経済合理主義政権の下で、活躍を許されておれば、加賀藩の事情も変つていたことであろうが、五兵衛は、経済合理主義派の政権の下で、処罰を受けているのである。

奥村政権の天保改革に不拘、物価は騰貴を続け、窮民増加と共に、農村においても逃亡者が増え、いよいよ行詰りが近づいていた。奥村は天保十三年（一八四二）辞職願を出したが却下され、^(註十四)物価方役所を設けて、低物価政策を行つよう努力したが効果上らず、遂に物価方役所も廃止するに至つた。^(註十五)そして儉約を相變らず励行するよう訴えていたが、天保十四年の夏、奥村は死んでしまつた。

奥村の死後、本多政和・前田孝本が中心となつて政権を担当したが、藩財政の窮状を開拓するに至らず、奥村が恐れていた市儒上田作之丞の門下の年寄衆長連弘が抬頭して來た。長政権は、上田門下の黒羽織を常用していいた一派の占める所となり、前述の近藤信行、関沢房清、水原保延などが中心となつて、再び重商政策へと傾いて行くのである。黒羽織党支配の政治は、緊縮政策の徹底・綱紀肅正

・過剰役員削減等を行い、冗費節約を計り、財政難打解には大いに効果をあげた。株立も綿・批・質・薬種等が許されている。^(註十六)藩財政は黒字を示し、嘉永四年七月まで調達金の必要はない」とされた。^(註十七)

しかし黒羽織党員が要所を占める長政権は、余りにも党派的で、厳格すぎると不評で、ついに安政元年（一八五四）六月、長連弘は免職とされ、水原・関沢・近藤等も免職となつた。^(註十八)そして上田作之丞は教授差止め、遠所徘徊禁止となつた。^(註十九)長政権を引継いだのは横山隆章であるが、地震・凶作・大雪等相つぎ、黒船接近、米騒動、と社会は不安が続き、藩財政も出費多く、再び支出超過に戻り、この中には、上田門下の集りが行われていたため、横山政権は上田作之丞が藩士と交つてゐるので、その取締りを強化した。^(註二十)さらに洪水・流行病コレラの漫延、と横山政権にとつては、出費多端の事件が相次いだ。この頃から尊王論が抬頭し始め、小川幸三の建議が出て來た。^(註二十一)こうして横山政権はなすすべもなく過し、文久年間に至ると、再び水原・関沢・近藤等が登用され、経済合理主義政策へ転換して行つた。

(註一) 加賀藩史料「政隣記」文化十年九月十三日

(註二) 同 右「政隣記」文化十年七月二十八日

(註三) 同 右「政隣記」文化十一年六月十六日

(註四) 同 右「御親翰留」文政元年八月十二日

(註五) 同 右「御親翰拝写并御請写」文政元年八月十一日

(註六) 同 右「御親翰留」文政元年八月十五日

(註七) 同 右「御親翰拝写并御請写」文政元年八月十五日

(註八) 同 右「本多政和覚書」天保七年九月十九日「榮辱雜記」九月二十二日

右「文化より文政まで日記」「珍事留記」「寺島応養流適

日記」「横山政和覚書」天保七年十一月四日

(註十) 同 右「御親翰帳之内抜書」天保八年十一月

(註十一) 同 右「見聞袋群斗記」天保九年七月

(註十二) 同 右「雑事日記」天保八年十月十五日「大鋸文書」天保九年二月

(註十三) 同 右「官私隨筆」天保十三年四月三日

(註十四) 同 右「官私隨筆」「郡方御触」天保十三年四月二十七日

(註十五) 同 右「御用鑑」嘉永三年九月四日

(註十六) 同 右「御家老方等手留」嘉永三年十二月

(註十七) 同 右「御用方手留」安政元年六月十七日「横山政和覚書」「御用方手留」同年六月二十二日

(註十八) 同 右「御用方手留」「毎日帳書抜」安政元年七月九日

(註十九) 同 右「毎日帳書抜」「御用方手留」安政五年七月二日

(註二十) 同 右「小川幸三建白書」万延元年十二月

六、維新期の加賀藩の位置

再び経済合理主義派が勢力を占める政権に移行し始め、文久三年に産物方を再設置し、藩外への産物輸出を行い出している。また明治元年（一八六八）には藩内産物輸出を奨励するために、組合貸金仕法を制定している。このようにして、藩内の産物を輸出し、殖産、興業に努力することになつたが、これは海保青陵・本多利明が既に、六十年前に提唱したところのものであり、また後に至つては、明治政府が、欧米諸国と比肩するために唱えたテーマでもあつた。

経済合理主義による財政立直しに、再び踏切つた加賀藩は、時すでに遅く、明治維新の期は着々と進んでいた。維新を推進する諸藩は、経済合理主義を早くから採用し、藩財政を実力あるものにし、幕府との対決の期を待つたのであるが、加賀藩においては、徳川御

三家に次ぐ地位を与えられ、徳川と因戚関係にある前田家としては、軽々に朝廷にも着けない立場であった。しかし藩内では佐幕か勤皇か、開港か攘夷かと、夫々の意見を主張して、動搖があつた。先に記した小川幸三や福岡惣助などの建白書、大野木仲三郎の再三に及ぶ建白書上呈、前田斉泰藩主の幕府に対する、長州征伐反対建白書そして福岡・小川・高木守衛・石黒圭三郎等十二名の処刑と、大野木仲三郎・青木新三郎・不破富太郎・千秋順之助等の切腹による処刑などが相次いであつた。加賀藩は徳川幕府からの指示と、朝廷からの命令と、両方の指示命令を受けて右往左往し、長大隅守が長州征伐に加わり、一方奥村伊予守は御所警備と、藩家老の動きも二方に仕える形である。

このように徳川に加勢しているかと見れば朝廷にもなびき、前田利家以来の鶴的存在ぶりを示した。これはまた、加賀藩民の生活中にも相当深く根ざすようになつていて、事大主義的生き方である。このため、さして崩壊の苦痛を受けるような処置も受けなかつたけれども、時代の尖端を行つて、主導権を握ることもなかつた。明治維新において、明治政府において、リーダーとしては評価される地位ではなく、封建制開始当時の豊かな藩の財政は、他藩同様借財に苦しむ藩となり下つていたのである。本格的に経済合理主義によって、藩財政を立直そうと決心した時は、時既に遅く、世は明治政府へと移つていたのである。

(註一) 加賀藩史料「御用鑑」文久三年十一月

(註二) 同 右「御用鑑」明治元年六月

(註三) 同 右「御用方手留附録」「公私日記」「御親翰帳書抜附録」元治元年二月二十六日

(註四) 同 右「古今雜纂」元治元年十月十八、十九、二十六日